

## 廃タタミの処理にかかる問題点と考え方

### 質 問

1. 廃タタミは一般廃棄物か又は産業廃棄物になる場合があるが、その区分は何か？
2. 中間処理施設で選別後の未破碎タタミを外部に処分委託するのは積替え保管行為か？
3. 廃タタミをボイラーの燃料として供給処理委託することは「再生」と認められるか？
4. 中間処理施設が未破碎の廃タタミを別の中間処理施設に処理委託は法違反になるか？

### 回 答

1. 廃タタミが産業廃棄物の「繊維くず」に該当するのは、「建設業に係るもの(工作物の新築、改築、又は除去により生じたもの)」に限定される。  
すなわち建設工事に伴い発生した廃タタミのみが産業廃棄物となり、これらの産業廃棄物に該当しない廃タタミはすべて一般廃棄物となる。  
家庭で古い畳を入れ替えたり、表替えをしたりして発生した廃タタミは家庭系の一般廃棄物であり、区市町村の粗大ゴミ収集にて回収が行われる。(有料となる場合も有り)  
また、タタミを専門に製造している業者、又は表替えなど補修業者などから発生する廃タタミは事業系の一般廃棄物となる。なお、自治体によりこの区分は必ずしも一律ではない。
2. 建設系の産が廃中間処理施設では、発生場所から混合状態で廃棄物が搬入されて来る場合が多い。それらの廃棄物の縮減、資源化、再生利用のために処理施設投入前の選別行為を前提とした処理フローが設定されている。  
許可申請の事業計画書において、そのフローにて申請され、その選別内容にて許可を受けているのであれば、選別行為により発生した廃タタミは、当該処理施設にて処理されたものとして認められる。(別紙通知参照)  
そのため、中間処理施設において選別行為により発生した物を外部に処理委託する行為は積替え保管行為ではなく、二次処理としての扱いが認められている。
3. 廃タタミは、廃プラスチック(スタイロなど)を含んだ製品も増加しており、セメント製造工場などにて有効な燃料として重宝され活用されている。  
燃料とする場合にはタタミは破碎又は切断されていない状態でなければ燃焼効率が悪くなり活用されない実態がある。工場のボイラーにはタタミの自動投入装置が設置されている。  
受入のセメント製造工場ではタタミは処理費を取って受け入れているが、その実態が廃棄物処理としてではなく燃料原料として利用しているために、受け入れた時点で有用物となり、処理方法としては最終処分の「再生」の扱いとして処理される。(水戸地裁の木くず判決参照)
4. 廃タタミは、上記の燃料として活用される他に土壌改良材用の堆肥原料として活用される場合が多い。タタミは粉碎又は切断され、他の食品残渣物、汚泥、期限切れ食材等とともに混練され、酵母菌で発酵させた後、熟成期間において製品として出荷される。  
そのため、堆肥化工場では、タタミを堆肥目的に合致した木目の細かい粉碎処理をするのが通常で、中間処理(A)から中間処理(B)であっても処理内容が異なる。処理内容が異なる場合は、処理のスルーではなく適正な二次処理として認められる。(茨城県庁にて確認済み)

以上

h-39 廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について

平成一五年二月一三日 環廃産九〇一—二  
号 各都道府県知事・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長殿 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

標記について、別添のとおり当職あて照会のあったところ、別紙のとおり回答したところであるので了知されたい。

平成一四年一月二日 産廃第九五五号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長機 千葉県環境生活部長

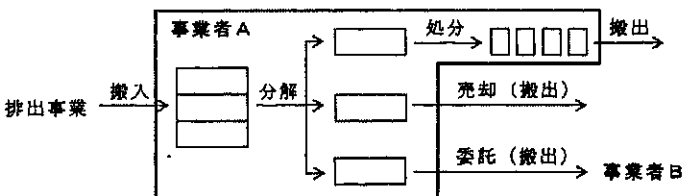
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る疑義について(照会)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事項について、別紙のとおり疑義が生じたので御教示くださるようお願いいたします。

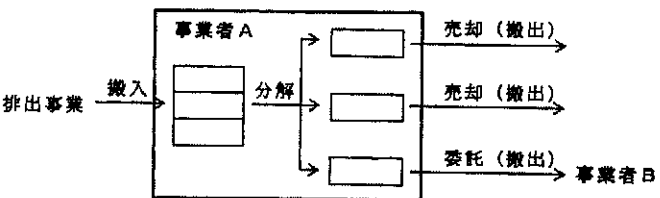
1 廃自動車、中古パソコン等の解体

業者に係る許可について  
廃自動車、中古パソコン等(以下「廃品」という。)の解体業者は、廃品を次の①②の形態により処分している。

① 排出事業者から廃品を搬入し、分解後、再利用可能な部品を売却、残りのうち場内で処分できる部分を中間処分、処分できないものを他者に委託する。



② 分解後、処理施設は一切通さず、すべて売却及び処理委託する。



①については、受託内容たる処分を実施するための前処理として、分解を行い、売却できるものは売却し、自らが処分できないものは事業者Bに委託するものであるが、この場合、事業者Bに委託する廃

棄物についても事業者Aが処分した後の産業廃棄物(中間処理産業廃棄物)との理解で良いか。  
前記のとおり解される場合、事業者Aは中間処分の許可のみ取得すれば良いか。

②については、分解や選別は「物理的、化学的又は生物学的な手段によって変化を与える行為」には該当しないため処分には当たらず、搬入したものを処分せずすべて搬出しているため、積替・保管を含む収集運搬業の許可のみを取得すれば良いか。

2 混廃の処理に係る許可について  
混廃を搬入し、選別後に一部を処分、残りを売却及び処分委託する場合は、前述1と同様(分解が選別に置き換わるだけ)と考え、中間処分の許可のみで対応できるものと解し得るらしいか。

平成一五年二月一三日 環廃産第九〇一—一  
号 千葉県環境生活部長殿 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る疑義について(回答)

平成14年12月11日付け産廃第955号をもって御照会のありました標記について下記のとおり回答いたします。

いずれについても貴見のとおり解して差し支えありません。

## 木くず裁判

【2004年1月26日 水戸地方裁判所】

従来から産廃であるかどうかの重要な判断基準の一つとして、「有償で取引されたかどうか」が用いられてきた。今回の判決では、無償若しくは逆有償で取引された場合でも、それを排出業者が選別し、受入れた側がきちんと加工し、製品として販売していれば産廃ではないと判断されたことが注目に値する。ただし、どの場合でもリサイクルしていれば産廃でなくなる訳ではない。

### <事件の概要>

家屋解体工事に伴って発生する「木くず」を排出業者が選別し、それをA業者B工場で逆有償で受け取り（1,465m<sup>3</sup>、22万円）、チップに加工し販売するリサイクル事業を行っていた。B工場では産廃処理業の許可を取得していなかったため、廃棄物処理法の無許可営業の罪に当たるとして起訴された。

A業者は、略式裁判により水戸簡易裁判所から罰金50万円の支払いを命ぜられたが、支払いを拒否し、2001年1月から水戸地方裁判所において争われた。公判は14回開かれ、2004年1月に「A業者B工場に取り扱っていた木くずは、産廃には該当しない」と判断され、無罪となった。

### <水戸地裁が示した判断>

水戸地方裁判所は判決理由で、リサイクルにおける産廃の判断基準として、下記の解釈を示した。

- 当該物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態などを総合的に判断し決めるべきである。
- 受入業者が有償で受け取ったかどうかは、産廃に該当するかどうかの絶対的な基準ではない。
- 当該物の取引が排出業者及び受入業者にとって、関連する一連の経済活動の中で価値がないし利益があると判断されているかどうかを実質的・個別的に検討することが必要である。

受入業者が受け取っていた「木くず」は排出業者が事前に選別した物で、原料としての価値があり「有用物」になっていたこと、製品のほとんどがリサイクルされていたことが、今回の判決が下されたポイントである。単に「リサイクルされているから産廃ではない」では通用しない。

以上